

病院における患者の個人情報取得について

【質問】

病院は日々患者の診療情報など個人情報を取得していますが、個人情報の利用目的の通知、公表について、どのような点に注意すべきでしょうか。

【回答】

個人情報保護法は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものです（個人情報保護法1条、以下同法）。同法にいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別できるものをいいますが、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなる情報も含まれます（2条1項）。

診療録などの患者の診療にかかわる諸情報は、氏名、生年月日、その他の記述から特定の個人を識別することが可能ですから、「個人情報」に該当します。

このような個人情報を含む、コンピューター等で容易に検索できるデータベースや、目次や索引等によって体系的に整理された紙のデータベース等を「個人情報データベース等」といいます。未整理の紙のデータだけでは該当しません（2条2項）。個人情報データベース等を事業の用に供する者は「個人情報取扱事業者」とされますが、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人（行政機関個人情報保護法等の適用を受ける）や、取扱う個人情報（市販の電話帳やカーナビの住所情報等は除く）が過去6か月以内のいずれの時点においても5000人を超えない事業者は除かれています（2条3項、施行令2条）。

個人情報データベース等を構成する個人情報を「個人データ」といいます（2条4項）。

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データを「保有個人データ」といいます（2条5項）。

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に種々の義務を課しています。

個人情報については、利用目的の特定・制限（15条、16条）、適正な取得（17条）、取得に際しての利用目的の通知（18条）及び苦情の処理（31条）が定められています。

個人データについては、データ内容の正確性の確保（19条）、安全管理措置や従業者・委託先の監督（20条～22条）、第三者提供の制限（23条）が定められています。

保有個人データについては、事項の公表等（24条）、開示（25条）、訂正等（26条）、利用停止等（27条）が規定されています。

ご質問の利用目的の点については、個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならないとされ（法15条1項）、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています（16条1項）。

また、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないとされています（18条1項）。

病院の場合、多くの患者がいますので、患者の個人情報を取得した場合にその一人一人に利用目的を通知することは非現実的ですから、あらかじめ利用目的を公表しておくのが現実的な対応であると思われます。

この個人情報の利用目的をあらかじめ公表する方法として「院内掲示」によるのが一般的ですが、併せてホームページに掲載するという方法もあります。

他方、個人情報の第三者提供の問題もあります。

個人情報取扱事業者は、以下の場合を除いては、あらかじめ本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供してはならないと定められています（23条）。

1. 法令に基づく場合（統計調査等）
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（事故の際の安否情報など）
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（児童虐待情報など）
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（犯罪捜査の協力等）

この第三者提供の同意については、厚労省のガイドラインにおいて「利用目的を院内掲示により公表して、患者に提供する医療サービスに関する利用目的について患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものと考えられる」とされています。

病院としては、患者の診療にあたり、他の医療機関との連携や外部の医師の意見、助言を求める場合、他の医療機関からの照会への回答をする場合など患者の情報を第三者に提供することが想定されますが、利用目的を院内掲示によりあらかじめ公表しておくことによって、第三者提供に黙示の同意があったものとして取扱うことができることとなります。